

文京区景観づくり条例の一部を改正する条例を公布する。
令和八年十月七日

文京区長

成

澤

廣

修



文京区条例第三十七号

文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

文京区景観づくり条例（平成二十五年九月文京区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「同条第七項各号」を「同条第八項各号」に改め、同条第四項中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

付 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。